

○長久手市行政改革推進委員会設置条例

昭和60年7月4日

条例第14号

改正 平成11年10月21日条例第20号

平成18年 3月29日条例第6号

平成20年 3月28日条例第2号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、長久手市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、長久手市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は会長があらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第20号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成11年11月1日から施行する。

付 則（平成18年条例第6号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第2号）抄

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。